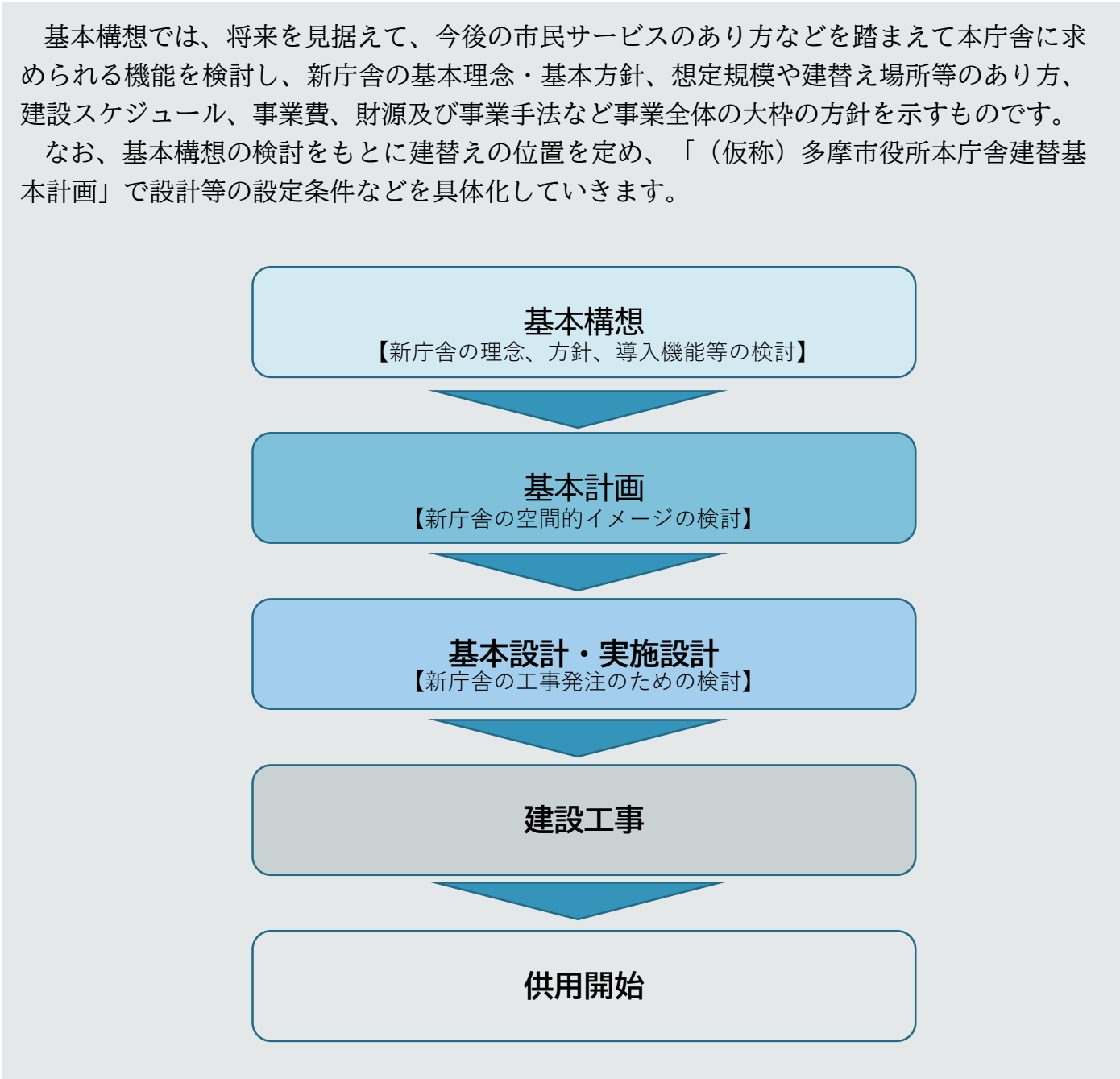


1. 基本構想の位置付けと想定スケジュール

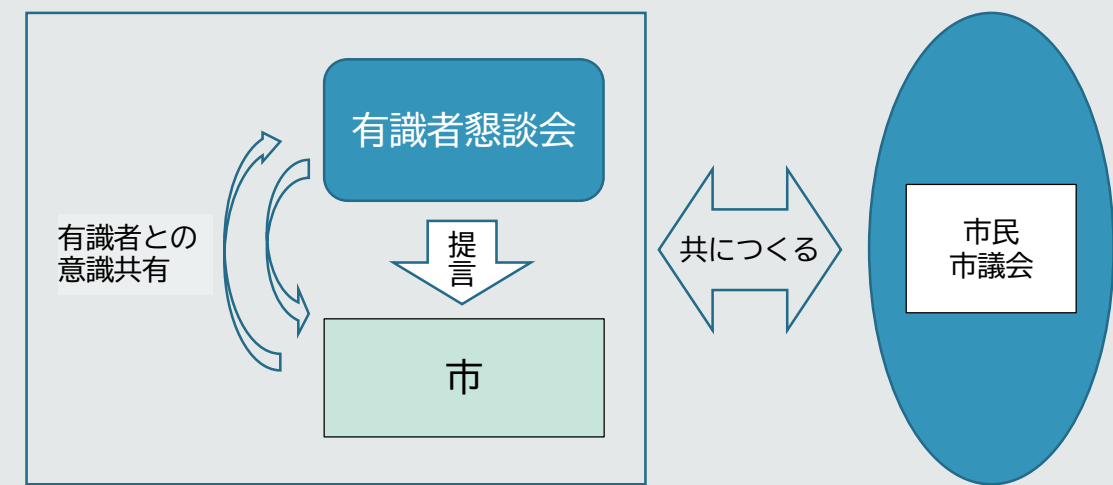


令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
	基本構想	基本計画	基本設計 実施設計	建替え工事				

2. 基本構想策定の体制と有識者懇談会の流れ

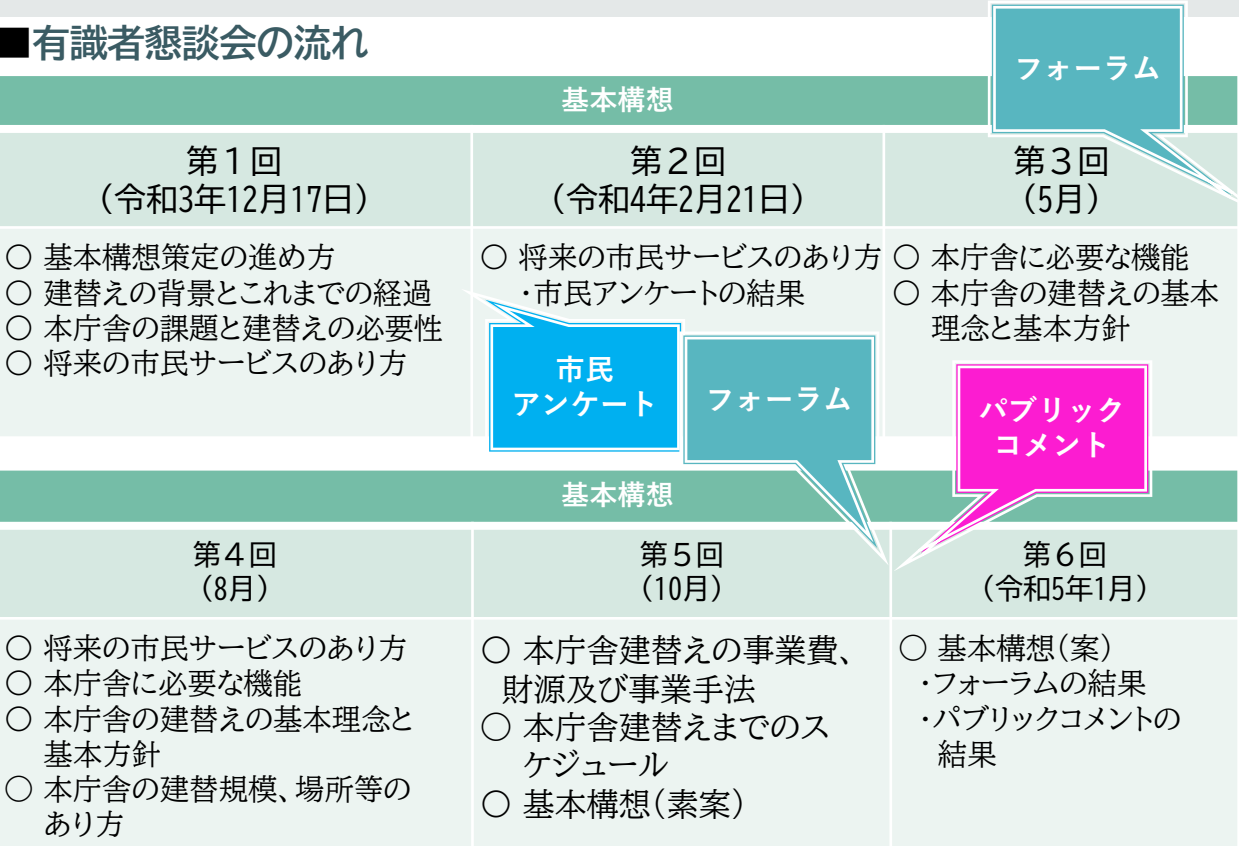
■基本構想策定の体制

有識者懇談会は、5名の学識経験者を迎えて、それぞれの専門の立場から基本構想についてのご意見をいただくものです。



- 有識者は、基本構想の策定過程において、懇談の場（フォーラム）や議会からの要請に応じて、専門的な立場から説明をします。
- 市長、関係部長、関係課長は、有識者懇談会に出席し、有識者との意思疎通を密にして意識の共有を図ります。
- 市民・市議会は、基本構想の策定過程において、積極的に意見を述べ「共につくる」ことをめざします。

■有識者懇談会の流れ



3. 基本構想の上位・関連計画

●第五次多摩市総合計画 第3期基本計画 [令和元（2019）年度からの概ね10年間]

- 基本構想に掲げる将来都市像「みんなが笑顔 いのちにぎわうまち 多摩」の実現に向けて、①**超高齢社会への対応**、②**若者世代・子育て世代が幸せに暮らせるまちの基盤づくり**、③**市民・地域と行政との新たな協働のしくみづくり**の3つの重点課題と、それらの解決に向けた18の全庁横断的な視点を設定し、取組みを進めることとしています。
- 庁舎建替に関連する事項は以下のとおりです。
 - ・市役所本庁舎の建て替えについて、防災の視点に立った検討を進めます。（施策E1-1）
 - ・大規模な施設の**新築**については、**ゼット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）**を検討していきます。（施策F1-2）
 - ・市役所本庁舎については、耐震性・耐久性を向上し、災害対策本部・災害復興拠点機能を備えた庁舎整備を検討していきます。（計画を推進するための取組2）

●第2期多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略 [令和2（2020）年度～令和6（2024）年度]

- 「まち・ひと・しごと創生法」の規定に基づき策定されたもので、「第五次多摩市総合計画第3期基本計画」の実施計画として位置付けられています。4つの基本目標と2つの横断的な目標、それらを実現するための事業やKPIなどが設定されています。
- 基本目標4「ひとりでも安心して幸せに暮らし続けられるまちをつくる」では「**多摩市気候非常事態宣言を踏まえた取組の推進**」（P53）や「**行政IT化の推進**」（P57）などが設定されています。

●多摩市持続可能な市政運営のための取組み（令和2～5年度） [令和3（2021）年3月更新]

- **I 手続きの改革、II 最適化の改革（転換・再構築・発見）、III 職員の意識・働き方の改革**の3つの視点で行財政改革に取組むものです。
- I 手続きの改革の取組みの着眼点として、以下の事項が挙げられています（P8）。
 - ・庁内レイアウト、手法、工程等の見直し・改善により「**お待たせしない**」「**書類の記入が少ない**」市民サービスを目指す
 - ・最新ICT技術の活用により、「**来なくてよい**」「**書類を書かなくてよい**」「**書類や現金を持ってこなくてよい**」市役所を目指す など

●多摩市気候非常事態宣言 [令和2（2020）年6月25日宣言]

1. 「**気候危機**」が迫っている事実を市民全員と共有し、**2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ**を目指します。
2. 資源の有効活用を図り、使い捨てプラスチックの削減を推進します。
3. 生物多様性の大切さを共有し、その基盤となる水とみどりの保全を積極的に推進します。

●第二次多摩市地球温暖化対策実行計画【公共施設編】 中間見直し版 [平成30（2018）年度～平成34（2022）年度]

- 本質効果ガス排出量の数量的な目標として、「**平成34年度までに温室効果ガス排出量を平成22年度の実績から10％削減**」、成果指標として「**平成34年度までに電気使用量を平成28年度の実績から6％削減**」が掲げられています。（P10）
- 目標達成に向けた取組みとして、建築物に係るものとしては、**照明設備の高効率化、空調設備の高効率化、給湯設備の高効率化、その他設備等の省エネ化の推進、環境負荷低減の推進、再生可能・未利用エネルギーの活用**、などの環境配慮技術の導入等が挙げられています。（P14）

●多摩市公共建築物等における多摩産材等利用推進方針 [令和3（2021）年3月1日策定]

- 「**公共建築物の建築等に当たっては、施設の特性を踏まえて積極的に多摩産材等を使用し建築物の木造化、木質化をはかる**」ことが基本事項として定められています。（P2）

●多摩市事業継続計画（BCP）（地震編）【第二版】 [令和元（2019）年11月修正]

- 災害対応の態勢として、災害対策本部の設置が規定されています。**本庁舎A棟2階の防災対策室に設置する**。状況に応じて、本部長、副本部長及び本部員で構成する**災害対策本部長室を特別会議室に、本部連絡員が各対策部間の調整を行う災害対策本部室を301・302会議室に設置する**。（P7）
- また、事前に会議室等の用途を定めることとなっています。

●多摩市地域防災計画 [平成28（2016）年8月修正]

- 基本理念は、「**災害に強いまち・防災都市多摩**」－「**災害に強い都市構造の形成**」「**災害に強い市民の育成**」「**防災態勢の確立**」「**都市の安全化**」となっています。（第1部-1）
- 「災害対応の態勢」では、**本部庁舎内の用途の指定**（第2部-13）、**災害対策本部の設置**（第2部-26）について規定されています。**災害対策本部は、市役所本庁舎2階防災対策室に設置する。ただし、本部長が設置し難い状況にあると判断した場合については、東庁舎、西会議室又は総合福祉センターに設置する**。
- 「安全な都市づくりの実現に向けて」では、「**行政機能の中枢を担う庁舎等の防災拠点の耐震性を強化する**」（第2部-75）こと、「**庁舎や学校等の公共施設に対する液状化対策を推進する**」（第2部-85）ことが規定されています。

●多摩市公共施設等総合管理計画 [平成27（2015）年度～平成36（2024）年度（平成30（2018）年度見直し）]

- 計画目標は、次のとおりです。（P10）**公共施設等の更新を効率的に実施し、公共施設等の安全と機能を確保します。そのために次の3つを実施します**。
 - **公共施設等の総量及び経費を縮減し、財政負担を軽減化**します。
 - **公共施設等の更新は、特定年度への集中を防ぎ、財政負担を平準化**します。
 - **公共施設等の更新は、劣化状況が明らかになってからではなく（事後保全）、あらかじめ劣化について将来予測をして実施**します（予防保全）。
- 建築物の長寿命化の実施方針として、「**建築後30年を目安に大規模改修を実施し、長寿命化を図ります。建築から概ね30年経過して実施する大規模改修では、建築物の耐久性と求められる機能、性能について、適切な水準に合わせます**。」と規定されています。（P13）

●多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム [平成26（2014）年度～平成35（2023）年度（令和3（2021）年2月時点修正）]

- 目標として、①**現行施設の機能などの転換** ②**公共施設の更新にかかる負担を次世代に先送りしない行財政運営の実現～存廃を含む大幅な施設の見直し～**が掲げられています。（総論P14～15）
- 庁舎の方向性については、次のとおり記載されています。**既存のA棟・B棟は、震度6強でも倒壊の危険性が少ない耐震強度を確保していることから、老朽化した電気・空調等の設備改修を行います。また、防災拠点として望ましい耐震強度を持った施設を確保する必要があることや、老朽化・狭あい化等の課題に対応するため、建物の耐用年数を迎える令和11年(2029年)度までに庁舎を建て替えます**。（各論P15）
- また、庁舎の**建て替えの検討にあわせて、資源化センターの事務所機能や消費生活センター、健康センターの事務所機能等、庁舎機能の集約化を検討**することとなっています。（各論P3）
- なお、出張所については、今後の窓口サービスのあり方や出張所に求められる機能**の変化を踏まえ、将来的な出張所の配置を、本庁舎や他の施設の状況とあわせて総合的に検討**することとなっています。（各論P3）